ル事ヲ絶實行ノ為ニ最近ニ於ケル國際競爭激化ノ情勢ニ
我カ組合ノ部内主要員ヲ網羅シ本制度ニ關スル調査研究及内
アルヲ可及的速ニ完成シ案ヲ作成シ之ヲ實現スルコト
ニ評議員會ノ決議ヲ經テ實現スルコト
第二、船舶職員ヲ以テ組織スル吾船舶職員ヲ主體トシ確立及實現ニ關スル件之ヲ可決スルモ
ノトス（大連）
説明者　濱尾保
主行方法
吾等ハ帝國政府ノ國籍ヲ有スル凡ユル船舶ニ組織ヲ
ル事ヲ就イテ現實問題トシテ之ヲ實行セシムルコトノ
理由
海運ニ關セラレタル任務ハ國家經濟上並ニ國防上極メテ重大ナルヲ
而シテ之ノ任務ヲ完全ニ遂行センガ爲メニハ優秀ナル技術ト整然タ
ル團体的訓練ヲ有スル組織海上勞働者ニシテ特ニ當該船舶ノ國籍ヲ
有スル國家ノ使命ガ奈邊ニ存スルカヲ充分ニ理解スル同國人船員タ

財團法人海員會大阪支所

ル事ヲ本案ヲ提出スルニ當リ其ノ實現ヲ期スル所以ナリ
ト信ズルモノナリ
尚本案ニ關シ大正八年以來屢ヽ當局ニ陳情シ來リタル
事柄ニシテ共ニ船員ノ大多數ノ熱望スル所ナリ
委員會ニ關スル件
一、本會ニ船員會ヲ置キ左ノ事項ヲ調査審議ス
二、船員會ハ會長一名副會長一名委員若干名ヲ以テ組織ス
三、會長ハ委員ノ互選ニヨリ副會長ハ會長ノ指名ニヨリ之ヲ定ム
四、委員ハ會長之ヲ指名ス
五、委員ノ任期ハ二年トス
六、會長ハ會務ヲ總理シ會ヲ代表ス
七、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ又ハ缺ケタルトキ
ハ其ノ職務ヲ代理ス
八、會長ハ必要ト認ムルトキハ臨時會ヲ招集スルコトヲ得
九、會長ハ委員ノ三分ノ一以上ノ請求アルトキハ臨時會ヲ招
集スルコトヲ得
十、會長ハ會議ノ議長トナリ會務ヲ處理ス
十一、會議ハ委員過半數ノ出席ヲ以テ開キ出席委員過半數ノ
同意ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
十二、會議ハ之ヲ公開ス但シ議長ニ於テ必要ト認メタルトキ
ハ此ノ限ニアラス
十三、會議ニ關スル書類ハ之ヲ公表スルコトヲ得ス
十四、會議ニ關スル書類ハ會長之ヲ保管ス
十五、會議ニ關スル書類ハ會長ノ指定スル期間之ヲ保存ス
十六、會議ニ關スル書類ハ會長ノ指定スル期間之ヲ保存ス
十七、會議ニ關スル書類ハ會長ノ指定スル期間之ヲ保存ス
十八、會議ニ關スル書類ハ會長ノ指定スル期間之ヲ保存ス
十九、會議ニ關スル書類ハ會長ノ指定スル期間之ヲ保存ス
二十、會議ニ關スル書類ハ會長ノ指定スル期間之ヲ保存ス